

那覇市立小中学校特定建築物環境衛生管理維持業務委託仕様書

1目的 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、各学校の管理業務を行うものとする。

2対象施設 対象となる建築物は以下の通りとする。 電話番号

・那覇市立高良小学校	那覇市高良2丁目12番1号	917-3323
・那覇市立上間小学校	那覇市長田2丁目11番60号	917-3327
・那覇市立石嶺小学校	那覇市首里石嶺町4丁目360番8号	917-3329
・那覇市立古蔵小学校	那覇市古波蔵1丁目33番1号	917-3326
・那覇市立銘苅小学校	那覇市銘苅2丁目3番20号	917-3336
・那覇市立那覇中学校	那覇市松山2丁目24番地1号	917-3405
・那覇市立小祿中学校	那覇市宇栄原2丁目23番1号	917-3410
・那覇市立首里中学校	那覇市首里汀良町2丁目55番地	917-3402
・那覇市立城北中学校	那覇市首里石嶺町1丁目112番地	917-3412
・那覇市立鏡原中学校	那覇市鏡原町36番1号	917-3413

3委託期間 委託期間については、下記の通りとする。

・那覇市立高良小学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立上間小学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立石嶺小学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立古蔵小学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立銘苅小学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立那覇中学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立小祿中学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立首里中学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立城北中学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・那覇市立鏡原中学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日

4業務内容 業務の内容等については、建築物環境衛生管理基準及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の指針(厚生労働省)、または学校環境衛生基準に基づく。
 なお、業務の実施に当たっては、事前に各学校へ連絡を行い日程等の調整をすること。
※学校環境衛生基準は令和8年4月1日から一部改正となる。
業務実施に当たっては、改正後の基準に基づいて実施すること。

- ①空気環境の調整
- ②給水の管理
- ③残留塩素濃度の測定
- ④プール水の水質検査
 ※プール水の検査については、各学校のプール期間内に1回実施すること
- ⑤排水の管理
- ⑥清掃等(日常的に清掃を行わない箇所の清掃のみ)
- ⑦ねずみ等の防除
- ⑧室内化学物質濃度測定

(※検査業務において、建築物衛生管理基準と学校環境衛生基準で同項目の基準が定められている場合は、厳しい数値を最適基準とする。)

ただし、以下の項目は含まない。

- ・空気調和設備に関する措置
- ・貯水槽の清掃
- ・簡易専用水道検査
- ・清掃等のうち、日常における除じん作業、床維持剤の塗布、カーペットの清掃、廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留

報告書は毎月15日までに提出とする。

5建築物環境衛生管理技術者の選任 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第5条第1項の定めるところによるものとし、契約時に「建築物衛生管理技術者の免状の写し」を提出する。
 また、管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認するため、確認書(市指定様式)を提出する。

6その他 ・ポンプ関係の調整並びに修繕作業を行った場合、作業内容を記録台帳(現場保管の紙媒体)に記録すること。
 ・仕様書に定めのない事項、又は委託業務上疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。

